第４章　快適な環境の保全と創造

私たちのふるさと愛媛は、先人によって営々と築かれた伝統と風土をもち、私たちが今日を生き明日を託することのできるかけがえのないものである。

この良き伝統と美しい風土の中で誇りを持ち、幸せで生きがいのある生活を営むために、快適環境の保全と創造が求められている。

本当に“いいまち”、“いい地域”は、言葉では言い表せない、独特の魅力を備えており、それは、またそこを訪れる人々にも好ましい感覚を与えるものである。

私たちは、そのような魅力を持ち、「うるおい」、「やすらぎ」、「いきいき」といった住み心地の良さを感じ、それぞれに表情豊かに発展する地域の集合体として未来を考えていく必要がある。

このようなことから、県では、平成元年３月に「えひめアメニティ・マスタープラン」を策定し、快適環境の実現へ向けて、各種施策を展開している。

第１節　景　　観

１　現　　況

(1)　都市景観

近年の経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観が多様化、高度化しており、都市のあり方についても、機能性や効率性の重視から、快適でうるおいのある生活環境の形成等、質の向上を図る方向に転換しつつある。

このような中で、地域の風土、自然、文化などと調和した都市景観の形成が強く望まれている。「都市景観」は、かならずしも都市施設や建築物のみの景観ではなく、常に様々な景色の総合性により構築されており、特に愛媛県の場合、自然の残る田園地帯や長い海岸線、多くの水系があり、県南部には山岳地帯も広がっているため、都市施設や建築物に視点を当てた景色であっても、その背景としての自然的な景色も含まれたものとなろう。

愛媛県における都市景観資源の特徴として、都市内の豊富な水辺空間、森林等の緑資源、市街地の緑地や樹木、歴史的街並みや建造物があり、これらを活かした景観形成が望まれるが、現状では、住民にふれあう形での都市景観形成が乏しく、快適で魅力ある都市景観の形成が遅れている。

このため、本県においては、「使いやすく親しみのもてる美しい都市空間の形

成」を目指し、平成元年度から都市景観形成マニュアル作成検討協議会を設置して検討協議を行い、平成３年３月に「愛媛県都市景観形成マニュアル」を作成した。

当該マニュアルは、都市景観形成の基本方針として、「都市のシンボル景観の創出」、「水と緑がふれあう景観の創出」、「歴史・文化を主張する景観の創出」の３つを掲げており、これは各市町村が策定する都市景観整備基本計画のメインテーマとなるものであり、「美と文化の都市づくり」を実現するための方向性を示すものである。

これらの基本方針をもとに、県下を10圏域に区分して圏域ごとの都市景観形成の基本方針及び整備方針を定めるとともに、都市景観の要素別に整備方針を定め、今後の各市町村の都市景観形成の方針と将来像を示している。

平成３年度には、「景観啓発用ビデオ」を作成して、都市景観形成マニュアルのビジュアル化を図り、平成４年度には「都市景観形成マニュアルの市町村説明会」を開催して、景観に対する県民の理解促進を図るための啓発活動を行っている。

また、建築住宅課においては、平成５年度に、都市景観のうち特に道路等の公共空間と、これらと接する建物で形成される「まちなみ」の景観形成の指針となる「まちなみ景観ガイドライン」を策定しており、「周辺との調和を図る」、「場所の特性を生かす」、「魅力的でうるおいのあるものにする」の３つの基本的な方針を設定して、建築物等の誘導方針を示している。

一方、都市景観形成の一要素である屋外広告物については、街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法及び同法の規定に基づく愛媛県屋外広告物条例により、屋外広告物の表示・設置場所及び方法について、従来から必要な規制を行っており、違反屋外広告物の規制取締りについては、権限委譲市町と協議し、道路管理者等の関係機関の協力を得て違反広告物の一掃に努めている。

市町村においては、西条市が昭和63年度に「都市景観形成モデル都市」の指定を受け、「西条市都市景観ガイドプラン」を作成し、平成元年度に「西条市地区景観ガイドプラン」を作成する等の先進的な動きがあった。

また、平成５年度には、宇和島市が建築物の高さ誘導を目的とする「宇和島城周辺都市景観形成誘導要領」を制定し、城山周辺市街地の景観形成を図っている

ほか、平成７年度には、松山市及び宇和島市が「都市景観条例」を制定するなど、景観形成への取り組みがなされている。

(2) 都市公園

都市公園は都市に緑と潤いを与え、住民がゆとりとやすらぎを得ることができる大切な都市基盤施設であり、最近では都市環境の改善や大地震などの災害対策施設としての役割も重視されている。

本県における都市公園は、街区公園・近隣公園・地区公園といった歩いていける範囲の公園から、総合公園・運動公園などの市町村単位、さらには大規模公園など市町村の区域を越えてつくられる大きな公園まで、現在449箇所、1,314haが開設されている。これを都市計画区域に住んでいる人口一人当りの面積に換算すると、10.1㎡となっており、全国平均を上回っている。

2 対　策

(1) 都市景観

平成６年度に屋外広告物条例を改正し、「広告景観モデル地区制度」を創設した。この制度は、まちなみや風景と屋外広告物の調和や統一感を作り出すために、地域住民の要望に基づき、特定の地域について、条例の規制に自主的な規制を上乗せすることにより、他の地域のモデルとなるような地域づくりを推進するものであり、景観形成を住民側から自主的に進める方策として、今後、積極的に活用を推進していくものである。

また、市町村においては、松山市が平成５年度から都市景観現況調査等を進め、平成６年10月に「松山市都市景観ガイドプラン」を作成し、平成７年12月には「都市景観条例」を制定し、総合的な都市景観の推進を図っている。また、宇和島市においても、平成８年１月に都市景観条例が制定されている。

今後、都市景観形成に対する県民の理解を得るため、県民意識の高揚と官民協力体制を構築することとし、「都市景観形成に対する基本方針の立案」、「県民意識の啓発」、「広域的な規制・誘導方策の推進」、「市町村の都市景観形成に対する助成」及び「県事業、施策の推進」を県の役割として、都市景観の形成を推進していくものである。

(2) 都市公園事業の取組

本県では、11年度に17箇所の都市公園等（大部分は市町村の公園）で国庫補助都市公園事業により整備を進め、11年度には６箇所が完成した。１箇所当たりの

所要整備期間は、概ね３年から10年程度である。このほか、併せて県及び市町村単独事業により都市公園の整備促進を図っているところである。

今後は、現下の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公園事業の執行に努めなければならない。

第２節　文化財

１　現　　況

本県は、国指定名勝の面河渓など美しい自然と風土に恵まれるとともに、瀬戸内海に面し、古くから中央との交流が盛んに行われた地域である。このような恵まれた自然環境の中で、私たちの祖先は薫り高い文化を生み育ててきた。寺社建築を始めとする建造物や鎧・刀などの美術工芸品には、全国に誇れる非常に優れたものが多く保存されている。

県内の国及び県指定文化財の件数は、国指定が183件（うち国宝等14件）、県指定が312件である。その内訳は、表２－12－１のとおりである。

表２－12－１　国・県指定文化財件数一覧　（平成12年３月31日現在）

区分		国指定	県指定	計
有形文化財	建造物	33(3)	19	52(3)
	石造美術	10	9	19
	絵画	1	16	17
	彫刻	15	41	56
	工芸品	85(8)	41	126(8)
	書跡等	5	13	18
	考古資料	1(1)	3	4(1)
	歴史資料	0	1	1
	小計	150(12)	143	293(12)
民俗文化財	有形民俗文化財	1	6	7
	無形民俗文化財	1	22	23
	小計	2	28	30
記念物	史跡	8	49	57
	名勝	10	12	22
	天然記念物	12(2)	80	92(2)
	小計	30(2)	141	171(2)
伝統的建造物群保存地区		1	0	1
合計		183(14)	312	495(14)

注１　この他に記録作成等の措置を講ずべきものとして選択されたもの無形文化財１件、無形民俗文化財４件がある。
　２　（　）は内数で、国宝、特別天然記念物を示す。

3　登録

建造物	宇和島市歴史資料館（旧宇和島警察署）	1棟	8.12.26(告示)
〃	愛媛大学附属中学校講堂（旧旧制松山高等学校講堂）	1棟	10. 9.25(告示)
〃	長浜大橋	1橋	10. 9.25(告示)
〃	愛媛蚕種㈱　事務室・玄関	1棟	11. 7.19(答申)
〃	愛媛蚕種㈱　第1蚕室	1棟	11. 7.19(答申)
〃	愛媛蚕種㈱　第2蚕室	1棟	11. 7.19(答申)

2　対　　策

(1)　文化財の保護

県においては、文化財保護審議会において文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行い、文化財保護の拡充・強化に資するとともに、文化財保護指導員を委嘱して、県内に所在する国指定の重要文化財及び史跡名勝天然記念物、国選定の重要伝統的建造物群保存地区並びに重要な埋蔵文化財包蔵地を定期的に巡視し、保護や管理について市町村教育委員会等を指導している。

ア　愛媛県文化財保護審議会

文化財に関する専門的な知識を有する10名で構成する「愛媛県文化財保護審議会」を設置し、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議している。

イ　文化財巡視活動

文化財の保存、望ましい環境の維持・活用を図り、文化財の愛護思想の普及啓発のため、県下で15名の文化財保護指導員を委嘱し、年間を通じて建造物や史跡など、文化財の巡視を行っている。

(2)　文化財の維持管理や保存修理のための助成措置

ア　国指定文化財管理事業

国指定の文化財の維持管理のために、所有者又は管理団体(以下「所有者等」という。)が行う防災設備保守点検や環境整備等に対して、助成措置（国宝「太山寺本堂」防災設備点検他11件）を行い文化財の維持管理に努めている。

イ　重要文化財等保存修理事業

国指定文化財等の保存のために、所有者等が行う保存修理事業等に対して、助成措置（「旧山中家住宅保存修理」他12件）を行い、文化財の保存に努めている。

ウ　文化財保存顕彰事業

県指定文化財の保存、伝承、修理及び周知活用のために、所有者等が行う事業に対して、助成措置（県指定有形文化財（彫刻）「木造随身立像」修理他12件）を行い、文化財の保存活用に努めている。

(3)　文化財愛護思想の普及啓発

優れた文化財を守り、後世に引き継いでいくためには、文化財を大切にする気運を広く一般に高めることが重要である。

このため愛媛県埋蔵文化財調査センター及び市町村において、随時、埋蔵文化財の発掘調査説明会を開催するほか、毎年11月１日～７日までを文化財保護強調週間と定め、文化財保護に万全を期するため、積極的に広報活動を行うとともに、市町村においては各種展示会、史跡めぐり等の行事を実施している。

また、１月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるため、この日を「文化財防火デー」として防火訓練等の実施や文化財の防災に関する広報活動などを行うことにより、文化財愛護思想と防災意識の高揚に努めている。

(4)　文化財調査事業

○「南予地方の牛の角突き習俗」

南予地方の牛の角突きは、江戸時代に起源を持ち、我が国の伝統的な動物競技として、現在の宇和島市及び南・北宇和群全域でタバと呼ばれる土俵を設け、盛んに行われてきたが、農業の機械化等により角突きに関わる伝承も失われようとしている。　そこで、角突きが行われていた南予地方の各市町村における牛の角突きの実態とそれに関わる習俗について、平成11年度から２年計画で現地調査をし、詳細な記録作成を行うことにより牛の角突きの保存伝承を図ることとしている。

第３節　観　光

本県では、全国的な知名度のある観光資源として、西日本最高峰の石鎚山、海洋生物の生息が多い西海海岸、大三島の大山祇神社、松山城、宇和島の牛鬼が挙げられる。その他、来島海峡の潮流や、瀬戸内しまなみ海道の橋や島の景観がある。

また、本県の多彩な自然と豊かな歴史文化を反映して、各市町村には、それぞれ、史跡や神社・仏閣、あるいは景勝地が数多くあるのに加えて、最近では、地域おこしなどと関連して、各自治体がそれぞれの歴史文化、伝統工芸、自然などの地域資源を活用して、文化施設やレジャー施設の整備を積極的に進めるとともに、各種イベントを開催し、創意工夫を行いながら、観光資源の創出に努めている。

平成10年７月には西条市にアサヒビール西条工場がオープンし、東予地域の産業観光の拠点となっているほか、同年10月には砥部町に「えひめこどもの城」が、11月に

は松山市に「愛媛県美術館」がそれぞれオープンしたほか、平成11年５月には瀬戸内しまなみ海道が開通し、数多くの観光客が本県を訪れたところである。

一方、都市化の進展や自然環境に親しむことへの意識の高まりから、アウトドア志向、エコロジー志向や農山漁村生活体験などへの関心が高まっている。

このため、愛媛県新観光振興計画では、「豊かな自然資源の保全と活用」を観光振興の基本方針の一つに掲げ、自然の豊かさ、美しさを確保、向上させながら、自然とふれあう中での滞在を楽しみ、あるいは、農山漁村での生活体験など、自然を体験できる滞在地型の観光の実現に積極的に取り組むとともに、豊かな自然資源を生かした観光ルートづくりも進めていく必要性を示している。

例えば、瀬戸内しまなみ海道地域においては、観光客にサイクリングロードや海上交通を核に、瀬戸内海の自然をのんびり満喫してもらう「ふれあい自然体験型観光」の推進を重点テーマに設定している。

また、石鎚久万高原ゾーンにおいては、家族旅行や高齢者の休養、保養先として有望であることから、今後、手軽に自然体験ができる仕組みや、カヌーなどの体験観光など、地域の人や自然にふれあえる宿泊滞在の拠点づくりを提案している。

このほか、「エコツーリズム」（文化や自然環境等の観光資源がよく保存された地域において、受入れ地域と観光産業が相互に連携して、観光と環境がバランスよく調和した新しい旅行形態）の考え方が広がっており、平成７年には、観光政策審議会の答申を受け、国内観光促進協議会エコツーリズムワーキンググループのもと、「エコツーリズム四国４県モデル地域検討会」が設置され、四国におけるエコツーリズムモデル事業の実施、検討が行われた。

そして、これを受けて、四国４県とＪＲ四国で組織する四国観光立県推進協議会では、エコツーリズムに関するパンフレットを作成するなど、その推進に努めているところである。

第4節　水　　道

1　現　　況

(1)　普及率

本県の平成12年３月末における水道の普及率は、92.6％（県条例水道を含む）となり、（10年間で約２ポイントの上昇）、地形的な制約などにより施設整備が困難な山間地や島しょ部が多いことや地下水依存が高いことなどから、全国の普及率96.3％（平成11年３月末）を下回っている。

水道別の普及状況は表２－18－１のとおりである。

また、地域別でみると表２－18－２のとおりであり、地下水が豊富で自己水源に恵まれた西条市を含む東予地域が低くなっている。

表２－18－１　水道別の普及状況

区　分	施設数	給水人口(人)	普及率(%)
上水道	36	1,197,975	79.2
簡易水道	238	166,078	11.0
専用水道	74	24,212	1.6
県条例水道	316	12,256	0.8
計	664	1,400,521	92.6

表２－18－２　地域別の普及状況

区　分	施設数	区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
東　予	156	534,402	464,268	86.9
中　予	281	651,529	628,455	96.5
南　予	227	325,924	307,798	94.4
計	664	1,511,855	1,400,521	92.6

(2) 給水量

平成11年度における上水道の年間給水量は、161,329千㎥であり、１人１日平均給水量については、369ℓと１人当り給水量は、ほぼ横ばいで推移している。（表２－18－３参照）

なお、平成６年度の渇水による時間断水や減圧給水が行われた経験から節水意識の向上が図られ、平成５年度より低い水準となっている。

表２－18－３　上水道の年間給水量

年　度	5	6	7	8	9	10	11
年間給水量(千㎥)	162,890	154,194	158,145	158,794	161,099	162,316	161,329
1人1日平均給水量(ℓ)	384	360	367	368	369	372	369
1人1日最大給水量(ℓ)	468	465	452	457	443	455	444

(3) 水道水質の管理状況

本県における水道水質は、上水道、簡易水道などの各水道事業体ごとに、水道法に基づき自己検査又は保健所等への依頼検査によって定期的に検査している。水道の水質検査体制は、表２－18－４のとおりである。

さらに、水道水質に影響を及ぼす水道施設の管理状況についても保健所が巡回指導を行っている。

表２－18－４　水道の水質検査体制

水質検査機関		水道（用水供給）事業体
自己検査		松山市公営企業局、銅山川上水道企業団、新居浜市、今治市
共同検査	銅山川上水道企業団	川之江市、伊予三島市、土居町、神宮村、別子山村
	新居浜市水道水質検査ｾﾝﾀｰ	西条市、東予市、小松町、丹原町
	今治市水道水質検査ｾﾝﾀｰ	朝倉村、玉川町、波方町外9水道事業体
	南予水質検査センター	宇和島市、八幡浜市、南予水道企業団外21水道(用水供給)事業団
検査委託	愛媛県衛生環境研究所	重信町、久万町、面河村外4水道事業体
	(財)愛媛県総合保健協会	大洲市、伊予市、北条市外11水道事業体

2 対　策

(1) 水道の整備

水道施設の整備については、「水道整備基本構想」（昭和53年９月策定、平成６年３月一部改正）、「松山市外２市５町広域的水道整備計画」（平成５年度策定）などに基づき、水道水を確保するための新たな水資源の開発や水道未普及地域の解消などに努め、生活用水の安定的な供給を進めている。

ア　将来の水需要の増大に対処できる長期的安定的な水源を確保するため、平成６年度より中予広域水道企業団が中予地域の３市５町に水道水を供給する中予水道用水供給事業に着手している。また、周桑地域の東予市、小松町及び丹原町では中山川水道企業団を設立し、平成８年度から中山川ダムを水源とする中山川水道用水供給事業に着手している。なお、これらの事業については、国費及び県費の補助を行っている。

その他、新たな水源開発が極めて困難な島しょ部については、有効な水源確保対策として、近年、技術が向上した海水淡水化施設の導入を進めている。

表２－18－５　水道企業団の状況

企業団名		設立年月日	計画一日最大給水量（m^3／日）	構成市町
用水供給事業	中予広域水道企業団	平成６年１月14日	１２０，０００	松山市、伊予市、北条市、重信町、川内町、松前町、砥部町、双海町
	中山川水道企業団	平成８年１月19日	１０，０００	東予市、小松町、丹原町

イ　水道施設の整備事業については、国庫補助（水道水源開発等施設整備費補助、簡易水道等施設整備費補助）の導入や県費補助を行うほか、県単独事業（水道水源増補事業）などにより、整備に努めている。

平成11年度における水道施設の整備状況は表２－18－６、表２－18－７のとおりである。

表２－18－６　簡易水道等施設整備事業

事業体名	地区名	計画給水人口(人)	事業体名	地区名	計画給水人口(人)
宇和島市	三浦西	810	久万町	直　瀬	760
西条市	西　部	8,420	中島町	神　浦	520
大洲市	表米津	31	美川村	二　箆	120
大洲市	舟　原	38	美川村	成　河	79
土居町	関　川	3,460	中山町	中　山	1,820
土居町	小富士・長津	8,500	内子町	大　瀬	750
丹原町	田　野	11,800	広見町	広　見	8,400
丹原町	中　川	3,400	一本松町	一本松	3,400
川内町	関谷・大屋敷	77	銅山川上水道企業団	平　山	130
重信町	拝　志	3,320	銅山川上水道企業団	切　山	102
久万町	露　峰	600			

表２－18－７　水道水源増補事業

事業体名	事業箇所	計画給水人口(人)	事業概要
銅山川上水道企業団	銅山川上水道区域	83,600	取水施設、送水施設外
八幡浜市	八幡浜市上水道区域	35,000	送水施設、配水施設外
大洲市	大洲市上水道区域	40,000	送水施設、配水施設外
伊予市	伊予市上水道区域	31,300	送水施設、配水施設外
砥部町	砥部町上水道区域	24,265	送水施設、配水施設外

(2) 水道水質の衛生対策

O-157やクリプトスポリジウムの発生、また、生活様式の多様化による河川等の汚染の進行等により水道水質の一層の安全確保が重要な課題となっている。このため、県では、水道事業体に対して浄水施設の高度化や適正な維持管理の徹底を指導するとともに、水道法に基づき毎日水道水質の色及び濁り、消毒の残留効果について検査を行うとともに、一般細菌等46項目については月１回検査を行うよう指導している。ただし、トリクロロエチレン等36項目については、水源の状況を考慮して、年１回以上で適切な検査頻度を設定している。

クリプトスポリジウム対策としては、県内水道事業体に浄水処理の徹底を指導するとともに、平成９年度に衛生環境研究所に検査機器を整備し、平成10年４月から検査を行っている。

さらに、将来にわたる水道水質の一層の安全性、住民の信頼性確保のため、県内の主要な河川及びダム等大規模に取水が行われている13地点（山鳥坂ダムは整備中）を選定し、毎年国が定めた健康に関連する有機化合物質等33監視項目について水道事業体からの検査報告を受け、水質監視を行っている。また、ダイオキシン類については、平成11年12月に監視項目に追加され、監視を行うこととする。これまでの水質監視で、国の指針値を超えたことはなく、平成11年度調査の結果でも、全地点で指針地内であることを確認している。（表２－18－８、表２－18－９）

表２－18－８　監視地点

水道水源	監視地点	頻度	水道水源	監視地点	頻度
柳瀬ダム	柳瀬ダム	年2回	滝の宮水源地	新居浜市滝の宮浄水場	年2回
玉川ダム	今治市上水道三反地取水堰	年2回	中央水源地	東予市中央水源地	年1回
垣生水源地	垣生浄水場	年2回	桜井水源地	今治市桜井水源地	年1回
石手川ダム	市之井手浄水場	年2回	かきつばた水源地	松山市かきつばた浄水場	年2回
野村ダム	野村ダム	年2回	西古泉水源地	松前町西古泉水源地	年1回
須賀川ダム	須賀川ダム	年2回	菅田第１水源地	大洲市菅田第１水源地	年2回
山鳥坂ダム	八多喜取水場	取水開始後監視			

表２－18－９　監視項目

番号	項目名	指針値	測定回数	超過回数	番号	項目名	指針値	測定回数	超過回数
1	トランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	43	0	18	イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	43	0
2	トルエン	0.6 mg/ℓ以下	43	0	19	ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	3	0
3	キシレン	0.4 mg/ℓ以下	43	0	20	フェニトロチオン	0.003mg/ℓ以下	43	0
4	P－ジクロロベンゼン	0.3 mg/ℓ以下	43	0	21	イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	43	0
5	1，2－ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	43	0	22	クロロタロニル	0.05 mg/ℓ以下	43	0
6	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下	33	0	23	プロピザミド	0.05 mg/ℓ以下	43	0
7	ニッケル	0.01mg/ℓ以下	33	0	24	ジクロルボス	0.008mg/ℓ以下	43	0
8	アンチモン	0.002mg/ℓ以下	33	0	25	フェノブカルブ	0.03 mg/ℓ以下	43	0
9	ほう素	1 mg/ℓ以下	33	0	26	クロルニトロフェン	0.0001mg/ℓ以下	43	0
10	モリブデン	0.07mg/ℓ以下	33	0	27	イプロベンホス	0.008mg/ℓ以下	43	0
11	ウラン	0.002mg/ℓ以下	26	0	28	EPN	0.006mg/ℓ以下	43	0
12	亜硝酸性窒素	0.05mg/ℓ以下	43	0	29	ベンタゾン	0.2 mg/ℓ以下	13	0
13	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	33	0	30	カルボフラン	0.005mg/ℓ以下	13	0
14	ジクロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	33	0	31	2，4－ジクロロフェノキシ酢酸	0.03 mg/ℓ以下	13	0
15	トリクロロ酢酸	0.3 mg/ℓ以下	33	0	32	トリクロピル	0.006mg/ℓ以下	13	0
16	ジクロロアセトニトリル	0.08mg/ℓ以下	33	0	33	ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下	—	—
17	抱水クロラール	0.03mg/ℓ以下	33	0					

注１　番号13～17は浄水、その他は原水の水質検査を行うこととなっている。

２　水道水質管理計画で定められた頻度より多く検査を行っている監視地点もある。

３　平成11年６月に農薬４項目（番号29～32）、同年12月にダイオキシン類（番号33）が追加され、全部で33項目となっている。なお、ダイオキシン類については、平成11年度は測定を行っていない。

参考

平成12年９月に二酸化塩素(指針値 0.6mg/ℓ以下)及び亜塩素酸イオン(指針値 0.6mg/ℓ以下)の２項目が追加された。